

常総市コミュニティバス運行業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「常総市コミュニティバス運行業務委託（以下、「本業務」という。）」に係る受託候補者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

常総市（以下「本市」という。）では、地域が抱える課題を解決するために、それぞれの公共交通の役割分担等を明確にするとともに、市民ニーズに対応した最適でわかりやすい地域公共交通網をまちづくり施策と連携して構築することが必要となっている背景から、常総市地域公共交通計画及び常総市コミュニティバス運行基本計画を策定した。これらの計画に位置づけた、地域特性に応じた持続可能な地域公共交通の再編事業を推進し、地域から拠点への接続を強化することを目的として、地域内移動に対応するコミュニティバスの運行の導入を予定している。

本業務は、コミュニティバスの運行並びにこれに付帯する運行管理及び運賃の徴収等を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

常総市コミュニティバス運行業務委託

(2) 業務内容

別紙1「常総市コミュニティバス運行業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

なお、運行期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までを予定する。

(4) 委託料限度額

373,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

・委託料限度額のうち、令和5年度使用可能上限額：13,000千円

・令和6年度から令和10年度の債務負担行為限度額：360,000千円

※委託料限度額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指定停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 地方公共団体等と直近10年間に本業務と同種の契約を締結した実績を有する者であること。

4 スケジュール

本業務における契約締結までのスケジュールは以下のとおりとする。なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

項 目	期 限
公募の開始	令和5年4月21日（金）
質問の受付	令和5年4月21日（金）から 令和5年4月27日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和5年5月8日（月）【予定】
企画提案書等提出期限	令和5年5月15日（月）午後5時まで
一次審査（書類審査）の実施	令和5年5月18日（木）【予定】
一次審査結果通知	令和5年5月19日（金）【予定】
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和5年5月23日（火）【予定】
二次審査結果通知	令和5年5月26日（金）【予定】
契約交渉期間	令和5年5月下旬【予定】
契約締結	令和5年6月上旬【予定】

5 企画提案手続き等に関する事項

- (1) 担当部局

常総市 都市建設部 都市計画課 都市計画係

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市役所本庁舎 2階

電話番号：0297-23-2111（代表） 内線2710

電子メール：mobility@city.joso.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和5年4月21日（金）から令和5年5月15日（月）午後5時まで

イ 配布方法

本市ホームページにおいて公表するので、ダウンロードして使用すること。

(3) 質問の受付

ア 受付方法

質問書（様式第1号）により、電子メールにて下記のメール送信先へ送信すること。

イ メール送信先

電子メール：mobility@city.joso.lg.jp

※電子メール送信後、担当係宛てに必ず電話により到達確認を行うこと。

ウ 受付期間

令和5年4月21日（金）から令和5年4月27日（木）午後5時まで

エ 回答の方法

令和5年5月8日（月）までに、本市ホームページ上に回答を公開する。なお、回答に当たり、質問をした者の社名又は名称は明らかにせず、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は回答から除外することがある。

オ その他

- ・上記の受付方法及び受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・回答の内容に疑義がある場合でも、それ以上の質問には回答しない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時まで

イ 提出方法

上記（1）へ持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第2号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 会社概要等整理表（様式第4号）

- ④ 受注実績等整理表（様式第5号）
- ⑤ 安全確保方策確認書（様式第6号）
- ⑥ 企画提案書（様式第7号）
 - ・別紙2「企画提案書作成要領」に基づき、各項目に関し個別に作成すること。
 - ・見積書（任意様式） ※見積書には年度ごとの詳細な明細を添付すること。
- ⑦ 業務実績等の紹介資料（任意様式）（パンフレット，周知資料等）
 - ※全ての書類に事業者名を記載すること。

エ 提出部数

- ① 紙媒体：原本1部 写し15部
- ② 電子媒体：1枚（提出書類データをCD-ROM等に保存したもの。）
 - ※電子媒体に保存するデータのファイル形式は，Microsoft Word，Excel，PowerPointのいずれかとする。

6 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査の方法等

- ・別紙3「事業者選定審査要領」のとおり

イ 結果通知

- ・一次審査の選考結果は，令和5年5月19日（金）【予定】に，文書（郵送）で参加申込者あてに通知するとともに，電子メールに添付して送付する。
- ・選考に対する異議には一切応じないものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

ア 実施日

- ・令和5年5月23日（火）【予定】
- ・日時，場所等の詳細については，一次審査通過事業者あてに別途連絡する。

イ 審査の方法等

- ・別紙3「事業者選定審査要領」のとおり

ウ 説明員

- ・会場への入室は，4名以内とする。

エ 結果通知

- ・二次審査終了後，選考結果並びに採点結果については，文書（郵送）により通知する。
- ・選考結果に対する異議には一切応じないものとする。

7 契約の締結

- (1) 審査結果に基づき，契約優先交渉権者と協議し，その協議が整ったときは，仕様書を調整の上，本業務に係る契約を締結するものとする。

- (2) 契約優先交渉権者が「3 参加資格」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が困難となったときは、次点交渉権者と協議するものとする。

8 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は参加申込者の負担とする。なお、提出書類の返却は原則行わない。
- (2) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）に基づく公開請求があったときは、同条例の規定により公開することがあるため、提出書類に経営上の秘密その他公開されたくない情報が含まれているときは、その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効にする。
- (5) 提出書類の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。